

## 給付管理に関するQ & A

NO	質 問	回 答	備 考
1	給付管理票の新規・修正・取消の区分の使い分けを教えてください。	「介護給付費請求の手引き」を参照してください。	連合会ホームページ参照
2	給付管理票の修正を行う場合、該当事業所のみ提出すればいいのですか。	給付管理票の修正は前回提出分を上書きしますので、修正該当利用者のすべての事業所分を必ず記載してください。	
3	月途中で、居宅介護支援事業所が変更になった場合や要介護状態と要支援状態をまたがる変更があった場合の作成方法はどのようになりますか。 (転居等による保険者の変更の場合を除く)	月末時点で市町村への届出対象となっている居宅介護支援事業所または介護予防支援事業者が給付管理票を作成します。 また、要介護状態区分、支給限度基準額には月を通じて重い方を記載します。	
4	月の一部の期間において、利用者が小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護を利用し、かつ当該期間を除いて居宅介護支援・介護予防支援を受けた場合、給付管理票はどこが作成するのでしょうか。	当該居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所が給付管理票を作成します。	
5	月の途中で要支援から介護に変更になったが、介護のサービスがない場合の給付管理はどこがするのでしょうか。	月末時点で居宅支援事業者と契約され、保険者へも届けをされていれば該当の居宅支援事業者が給付管理票を提出します。契約がされていない場合には、包括支援センターからの提出となりますが、保険者によっては自己作成になる場合もありますので、保険者へも事前にご確認ください。	
6	月の一部について小規模多機能型居宅介護を利用している場合の給付管理はどの事業所のケアマネージャーが行うのでしょうか。	一月のうち全て小規模を利用している場合は小規模のケアマネが給付管理を行います。一月のうち居宅介護支援事業所が関わっている場合は、居宅介護支援事業所のケアマネが給付管理を行います。 ＜例 一月のうち＞ ①居宅A→小規模の場合 居宅介護支援事業所A ②小規模→居宅A 居宅介護支援事業所A ③居宅A→小規模→居宅B 月末の居宅介護支援事業所B ④小規模C→居宅A→小規模D 居宅介護支援事業所A が給付管理票を提出します。	
7	包括支援センターが委託先の居宅支援事業所の番号を間違えて給付管理票が決定した場合の処理方法を知りたいです。	決定している予防居宅介護支援費の過誤を保険者へ申請してください。過誤終了後、給付管理票の修正と正しい予防居宅介護支援費の再請求を連合会へご提出ください。	